

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和7年12月

徳島県

はじめに

徳島県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、県が農林水産省と協同で専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うことにより、様々な農政課題に対応して本県農業の発展に大きな役割を果してきた。

この「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）は、農業改良助長法に基づき、農林水産大臣が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」を踏まえ、徳島県の普及事業の推進方向を示すものである。

本県においては、平成21年4月「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」を施行し、条例に基づき食料の確保や農林水産業の振興等についての基本的な考え方や施策を推進するために必要な事項を定めた「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（以下、「基本計画」という）」を策定している。

現基本計画（令和7年3月策定）では、近年の温暖化などによる「気候変動」や、世界経済の状況に伴う「生産資材価格の高止まり」、人口減少による「労働力不足」に対応し、「はたらく力」「つくる力」「売る力」「防災力」の4つの力を重点的に強化する取組を展開することにより、本県農林水産業全体の『自給力』を高めていくこととしている。

このことを踏まえ、普及事業を農政推進の最も基本的な手法の一つとして、基本計画に基づき、今後の本県農業発展のために、本実施方針を基本として普及活動を展開していく。

目 次

| | |
|------------------------------|------------|
| 第1 普及指導活動の課題 | · · · · 1 |
| 1 「はたらく力」の強化 | |
| 2 「つくる力」の強化 | |
| 3 「売る力」の強化 | |
| 第2 普及指導活動の方法 | · · · · 5 |
| 1 普及組織、試験研究組織、研修教育組織の一体的な連携 | |
| 2 普及指導計画の策定及び評価 | |
| 3 調査研究の適切な実施 | |
| 4 関係機関等との役割分担 | |
| 第3 普及指導員の配置 | · · · · 8 |
| 1 普及指導員の配置 | |
| 第4 普及指導員等の資質の向上 | · · · · 9 |
| 1 普及指導員等の資質向上に関する基本的な方向 | |
| 2 普及指導員等の研修 | |
| 第5 農業支援センター等の運営 | · · · · 10 |
| 1 経営推進課 | |
| 2 農業支援センター | |
| 第6 農業者研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組 | · · · · 11 |
| 1 農業大学校 | |
| 2 農業支援センター | |
| 第7 その他協同農業普及事業の実施 | · · · · 12 |
| 1 各種行政施策の積極的活用と協力体制の整備 | |
| 2 その他 | |

第1 普及指導活動の課題

国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえ、本県の農業・農村の持つ役割や機能が十分發揮されるよう、「徳島新未来創生総合計画」及び「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現を目指し、次に掲げる課題を重点に普及指導活動を展開するものとする。

1 「はたらく力」の強化

(1) 担い手の育成

ア 農業・畜産業の担い手育成

農業経営体の経営安定における社会的信用の向上により、事業の規模拡大・多角化や雇用の拡大を図るため、農業の経営発展や法人化に向けた支援を行う。

高齢化や担い手不足が進む農山村地域において、地域の未来のリーダーとなる農業青年や女性農業者等、多様な担い手の育成を行う。

イ 新規就農者への支援

少子化や職業の多様化が進む中、職業として農業を選択する若者を増やすため、大学や高校等と連携し、学生が農業に触れる機会を増やしていく。

中山間地域における担い手育成・確保は、まさに「待ったなし」の状況であり、県のみならず、市町村、JA、地元企業等の関係機関とともに総力を挙げた取組を行う。

新たに農業に取り組む方には、早期に地域の担い手として活躍していただくため、安心して生産活動に打ち込める「経済的な支援」や、スムーズな就農に向けた「実践研修」を実施する。

本県中山間地域の農業を支えてきた、貯蔵みかん、すだち等のかんきつ栽培の担い手が高齢化等により減少する中、かんきつ栽培を学びたい方へ技術指導を行う本県独自の仕組みを構築する。

(2) 多様な働き手の確保

ア 福祉分野等との連携や外国人材・副業希望者の活用

労働力確保等の「農業・農村が抱える課題」と、障がい者の働き先確保等の「福祉が抱える課題」の解決に向けた「農福連携等」を進めていく。

農業における生産力の向上や生産規模の拡大を図り、所得向上に繋げるため、経営を支える優秀な外国人材の育成・定着を推進する。

農業等の従事者が減少している一方で、65歳以上の人口は増加しており、「アクティブシニア」を新たな「働き手」として誘

導・支援する。

農業の労働力不足と、副業希望者などの「スキマ時間」の活用を、他の産業に先んじて結びつけ、新たな労働力の確保を推進する。

イ 農業支援サービス事業体の育成支援

高齢化等による担い手不足や、農作物の収量・品質の低下により、食料の安定供給の確保が困難となる中、作付や収穫などの作業受託等を行うことで、効果的・効率的な農業経営へ農業者を誘導する農業支援サービス事業体の更なる育成を推進する。

労働力不足等の課題を抱える農業者を支援するため、農業支援サービス事業体が作業受託に必要なスマート農機等の導入や、サービス提供に必要な人材育成について支援する。

2 「つくる力」の強化

(1) 技術的ニーズや地域特性に応じた生産の振興

ア 農業における収益性の高い産地の育成

農業所得は他産業の所得と比較して低く、農業生産資材価格の高騰・高止まりも相まって、離農に歯止めがかからず、大半の品目において、中長期的に作付面積が減少傾向にある。

こうした状況を覆し、食料の供給力を維持・発展させるため、農業の収益性向上に資する魅力的な産地形成の取組や、輸出を含む国内外の需要に対応した産地供給力の強化に向けた取組を推進する。

イ デジタル技術やスマート機器を活用した農業の推進

食料安全保障の強化に向けた増産が求められる中、気候変動や温暖化等により農産物の収量や品質の低下が懸念されている。更には人口減少や高齢化による担い手不足が進行する中、作業の効率化や負担軽減が求められている。

このため、農業者や農業支援サービス事業者のAIやIoT、クラウド等のデジタル技術の活用、生産物の多収・高品質化や、作業の効率化・省力化を推進し、収益性が高く、将来にわたり持続可能な経営の実現を支援する。

ウ 地域計画を踏まえた農地利用の推進

農業者の高齢化、減少に伴い、荒廃農地の増加など農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。このため、地域農業者と関係機関が協力し、目指すべき将来の農地利用のあり方を明確化した「地域計画」の実現や見直しに向けた協議が円滑に進む

よう、話し合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行う。

(2) 環境への配慮と安全性の確保

ア 環境負荷低減型農業の推進

自然や生態系の作用を用いて生産を行う農林水産業においては、生産活動の持続的な展開に向け、環境負荷を低減することが重要な課題である。

農業生産に由来する温室効果ガスの発生抑制や生物多様性の保全・再生を図るため、有機質資材の施用による土づくり、化学農薬・肥料の使用量削減に係る技術を普及するとともに、指導体制の強化を図る。

健全な食生活の基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食を支える環境の持続に資する取組を推進することが重要であるため、環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

イ 適正な生産工程管理の推進

消費者の安全・安心への意識が高まる中、農畜産物の生産における法令遵守やマニュアル等に基づく生産工程管理の徹底が求められていることから、生産者の GAP 認証取得に向けた取組を支援する。

また農薬の使用に伴う、使用者や生活環境への危被害防止、消費者への安全な農産物供給等の観点から、生産者等の農薬の適正管理を推進する。

(3) 安全・安心と食料供給能力の確保に向けた生産基盤の強靭化

ア 農業版 BCP の実践力向上

「南海トラフ巨大地震」において想定される大津波災害や、「直下型地震」からの早期営農再開に備えるために策定した「農業版 BCP」については、昨今の能登半島地震や豪雨災害等の教訓を踏まえた改訂と個々の農家への継続的な啓発を実施する。

3 「売る力」の強化

(1) 地域資源を活用した農山漁村の魅力向上

ア 地域で育む農山漁村づくり

農用地の維持・保全や耕作放棄地の発生防止を図るため、「日本型直接支払制度」を活用し、集落ぐるみで地域農業を支える取組を支援する。

関係人口の拡大を図るため、「とくしま農林漁家民宿」の開業支援や体験コンテンツの充実強化等に取り組む。

農山漁村地域において、「住民自ら」がコミュニティ維持・運営の自立化に取り組むための基本方針である「将来ビジョン」の作成や、同ビジョン実現に向けた農村型地域運営組織「農村RMO」等の設立及びそのスタートアップを支援する。

生産者と消費者との交流や体験活動による農林水産業への理解促進などにより、食料生産から消費に至る食の循環を意識した食育を推進するとともに、地域の風土を活かした特産品や食文化の魅力発信を行う。

イ 選ばれる6次産業化の推進

6次産業化は、経営の多角化、所得の向上等が見込める一方で、商品開発や食品加工、食品衛生、販促活動等の幅広い知識や人脈等が必要となることから、資力のない新規・小規模事業者は6次産業化への着手が困難な状況にある。

このため、新規・小規模事業者を始めとする6次産業化志向事業者に対し、新規創業から販路拡大までを切れ目なく支援する。

ウ 鳥獣被害対策

野生鳥獣は、農林水産物に深刻な被害を与えるほか、近年では市街地での出没情報も多く寄せられている。生息域の拡大や被害の更なる増加が懸念されることに加え、県内の狩猟免許所持者の高齢化が進んでいることから、集落主体の鳥獣被害対策を推進する。

第2 普及指導活動の方法

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次の掲げる事項に取り組む。

1 普及組織、試験研究組織、研修教育組織の一体的な連携

本県では、普及組織、試験研究組織及び研修教育組織の3機能を統合した「徳島県立農林水産総合技術支援センター」を設置している。

各組織が一体となった体制により、有用な情報の共有化・高度化を図り、農林水産総合技術支援センターとして、各業務をより効果的・効率的に推進する。併せて、各部門が有機的に連携して総合的に機能を発揮し、農業者の要望に的確かつ迅速に対応する。

普及組織は、県試験研究組織に加え、外部の研究機関や大学等において蓄積されている高度な先進技術情報や開発技術の活用を図るとともに、先進的な農業者や民間企業等との産学官の連携に努め、効率的な普及事業の推進を図るものとする。また研究開発に企画段階から参画するとともに、試験研究組織に対して現場の課題を伝えるなどにより、現場ニーズに即した実用性の高い技術が開発されるよう努めるものとする。

また研修教育組織と連携し、将来の農業・農村を担う人材の育成・確保に向け、就農支援の取組の推進や社会人等への研修機会の提供等に努めるものとする。

2 普及指導計画の策定及び評価

農業支援センターは、管内の普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、「実施方針」に即し、本県の農業及び農村の発展の長期的方向を踏まえて、普及指導計画を策定する。

普及指導計画は、計画の期間を5か年とする「基本計画」と、計画の期間を1か年とする「単年度計画」とし、地域農業、農村の現状や農業者のニーズ、農政推進上の課題等を踏まえて作成する。

活動に際しては、活動記録の蓄積と共有化を進め、課題の進展に応じた計画的な進捗管理を行う。また、適切な効果測定指標の設定に努めるとともに、内部評価を通じて普及指導活動の効果を測定し、その結果を次年度以降の計画に反映させる。

また、先進的な農業者や関係機関等が参加する外部評価を実施し、その結果を公表する。

このうち、多様な関係者との連携を要する課題や、広域での活動が求められる課題については、農業革新支援専門員が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した「重点プロジェクト計画」を定め、農業支援センターと連携して当該計画に基づく活動を推進する。

3 調査研究の適切な実施

普及指導員等による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員等の資質の向上に資するものとし、地域の特性に応じた効果的な普及手法や新たな技術、知識の実証及び習得等に積極的に取り組むとともに、その成果等を有効に活用するよう努める。

4 関係機関等との役割分担

農業支援センターは、次の掲げる関係機関等と連携強化や役割分担を図りつつ、効果的かつ効率的な普及活動を実施する。

(1) 市町村

地域農業振興の主体として、農業支援センターと連携し、農地の確保・利用促進、認定農業者制度や認定新規就農者制度に基づく担い手支援、その他地域特性に応じた農業施策を開拓することにより、農業・農村の活性化を図る役割を担うとともに、農業者等に対する多様な支援を行う。

(2) 農業関係機関

ア 農業協同組合

農作物の栽培や家畜の飼育管理等について技術の高位平準化、産地づくりのための農業者の組織化、マーケティング活動や食の安全安心対策等の重要な機能と役割を担う。

必要な普及手法や高度技術に関する知識等については、農林水産総合技術支援センターと連携し、必要な支援を行っていくものとする。

イ 指導農業士等地域指導者

地域における農業者の先導役として、革新的先進技術の実証展示や、青年農業者や農業大学校生をはじめとした就農を目指す者の現地実習を担う。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、その役割を適切に果たすため、先進的な農業者や地域のリーダーとのパートナーシップを構築するよう努めるものとする。

ウ 一般社団法人徳島県農業会議

農地の有効利用、担い手育成、新規就農に関して様々な支援を実施するほか、県農業法人協会や県担い手育成総合支援協議会等担い手組織の運営業務を担う。

エ 公益財団法人徳島県農業開発公社

農地中間管理業務を担い、担い手への農地集積、集約化に取り

組む。

才 公益社団法人徳島県産業国際化支援機構

農畜産物に関して、展示会や商談会等による国内外への販路拡大を担う。

(3) 民間企業等

他産業の企業等との連携を通して、その経営感覚に優れた企業等のノウハウを積極的に活用していく。農業経営体の効率的な経営管理、労務管理、経営マネージメント等について、税理士、会計士、中小企業診断士及び商工会議所等との連携を図る。

食品加工業や小売業等の企業においては、原材料の需要ニーズ把握や商品の共同開発、マーケティング情報等、種苗や農薬、肥料、機械メーカー等農業関連企業においては、最先端の現場技術の開発等について、それぞれ連携を図る。

農福連携の一層の推進に向けて、農業者への障がいに関する理解促進やマッチングの取組について、特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会等と連携を図る。

こうした企業等との連携について、技術・経営面での一定のルールづくりを行った上で、情報交換はもとより積極的な民間活力の導入等に努めるものとする。

第3 普及指導員の配置

1 普及指導員の配置

農業者の高度で多様なニーズ及び地域の農業事情や特殊性に配慮して、関係機関・団体との連携のもと適切な役割分担を行い、地域農業の課題、農業振興方針、専門分野等に配慮して普及指導活動が行えるよう、普及指導員の適正かつ効率的な配置に努める。

(1) 経営推進課

経営推進課には、高度な専門性や経験等を有し、広域で各分野の普及指導活動を総括・指導するとともに、研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の普及や政策課題への対応、普及指導員の資質向上等を担う農業革新支援専門員を配置する。

(2) 農業支援センター

農業支援センターには、地域農業の振興やビジョン策定のコーディネートを行うとともに、産地の育成、担い手の育成・確保及び農村の活性化等、重要課題の解決に取り組む普及指導員を配置する。

また、高度な専門性や経験等を活かして地域課題の解決にあたるとともに、普及指導員の資質向上を担う農業革新支援専門員を配置する。

(3) 農業大学校

就農希望者・青年農業者等を対象とした農業技術等に関する研修教育施設としての機能を充実するため、知識技術と豊富な経験を備えた指導力のある普及指導員を配置する。

第4 普及指導員等の資質の向上

1 普及指導員等の資質向上に関する基本的な方向

高度な技術をもつスペシャリストや、コーディネート力を有するアドバイザーとしての普及指導員の養成は重要かつ緊急な課題である。

また、農業を取り巻く情勢変化を踏まえ、技術革新や多様化・高度化する農業者の要請に即応していくため、高度で専門的な技術や経営指導能力を中心とした総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、マーケティングや民間企業の知見等、異業種の要素を取り入れながら研修の充実強化に努める。なお、必要に応じて、試験研究組織、農業大学校、農業法人及び農業士等と連携し、研修を実施する。

さらに組織内における普及指導のノウハウの継承も重要であり、普及指導員等の相互学習を効果的に活用するとともに、所属内において次世代の若手職員に対し、集合研修やOJT研修を通じて知恵や経験が継承できるような組織体制を構築する。

2 普及指導員等の研修

普及指導員等に対する研修は、人材育成計画及び年度毎に作成する研修実施計画に基づき実施する。

人材育成計画については、専門知識や技術の習得はもとより、課題の発見と解決手法など、普及指導員等に求められる能力が発揮されるよう留意する。

年度毎の実施計画については、人材育成計画を段階的に実施するとともに、国や本県が直面する農政課題や振興施策の活用等も踏まえつつ、各地域及び市町村、農業協同組合等における重要・緊急な課題解決を支援することを主眼において策定する。

研修実施に際しては、経験年数にとらわれることなく、普及指導員等個々の技術水準や経験の蓄積等を踏まえながら、任地における課題解決に必要な能力が強化されるよう努めるものとする。

また、研修実施前には、研修毎に到達目標を定め、受講者の認識を促すとともに、実施後には、到達度の把握に努め、次年度の実施計画に反映させるものとする。

第5 農業支援センター等の運営

1 経営推進課

経営推進課は、総合調整、情報交換等を総括的に担い、普及・研究・教育の各機関との連携を強化しながら、普及事業が総合的かつ効率的に機能するよう活動する。

また、協同農業普及事業の運営に関する指針に定める農業革新支援センターを設置し、現場における重要な課題を重点プロジェクトと位置づけ、試験研究機関や農業支援センターと連携し、活動を推進するとともに、普及指導員の資質向上のための研修を実施する。

2 農業支援センター

農業支援センターは、県下7か所に設置され、地域農業の振興やビジョン策定に関するコーディネートを行うとともに、産地の育成、担い手の育成・確保及び農村の活性化等を推進する。

その推進にあたっては、技術指導を基本に、コーディネート力を駆使しながら農業者・市町村・農業協同組合等と連携し、普及組織が地域農業のビジョンを描きながら地域づくり、産地づくり、人づくり等を支援する。

また、産地振興に係る現地対応とともに、地域における産地の強化と新規園芸産地の早期育成等、農業振興上の重要課題を緊急的に解決するため、効率的かつ効果的な活動を行う。

併せて、地域農業の将来を担う人材の育成・確保に向け、新規就農者や青年農業者への技術指導・経営支援、研修機会の創出等、関係機関との連携による伴走支援を進め、地域に根ざした持続可能な担い手づくりを推進する。

第6 農業者研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組

1 農業大学校

農業大学校の運営にあたっては、地域農業の状況と就農希望者のニーズを踏まえ、農業支援センターや試験研究機関等の関係機関と連携を強化しつつ、幅広い世代を対象とした農業の担い手育成に資する取組を実施する。

教育実施に際しては、実践的な技術力と経営力を備えた中核的な農業者の育成を目指し、栽培技術の基礎から先進経営者による出前授業、農業現場での実習といった実践的・発展的な教育内容の充実を図る。また、親元就農に加え、近年増加している非農家からの自営就農希望者や雇用就農希望者に対して、農業法人とのマッチングを含む就農相談を実施するとともに、関係機関等との連携のもと就農後の地域定着に向けた継続的な支援を推進する。

併せて、将来の地域農業の担い手を育成するため、高校生、社会人を含む幅広い世代に対し、農業の魅力や重要性を伝えるとともに、農業経営に関する研修機会を提供する。

2 農業支援センター

青年農業者の育成や農業大学校卒業後に就農する学生を含む新規就農者の支援に関し、農業大学校とともに中心的機能を果たすよう、きめ細かな情報提供、自主的な研究活動に対する支援や就農相談活動等に努めるとともに、先進的な経営を実践する指導農業士等からの積極的な協力を得るものとする。

第7　その他協同農業普及事業の実施

1 各種行政施策の積極的活用と協力体制の整備

普及指導活動の効果的な展開のため、各種制度資金・補助奨励事業を有用な手段として、積極的に活用・推進する。

さらに、全国的な課題に対する効果的な普及指導活動を確保するため、当該課題に関する都道府県間の情報共有等に努めるものとする。

また、普及指導活動と各種行政施策や関係機関との密接な連携を確保するため、関係機関等で構成する指導班活動や地域農業改良普及協議会等の活性化や機能の充実を図る。

2 その他

この方針に定めのない事項については、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」に即して行うものとする。

附 則

- 1 協同農業普及事業の実施に関する方針（令和3年12月13日施行）を全部改正する。
- 2 この方針は、令和7年12月26日から施行する。